

令和5年12月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和5年12月25日（月）午後2時34分～

場所：本庁舎5階 5-1・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和5年12月25日（月）、本庁舎5階 5-1・5-2  
会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	落 合 喜 治	1 5 番	伊 澤 忠 治
2 番	小 林 正 幸	1 6 番	井 出 茂 康
3 番	永 野 良 徳	1 8 番	北 村 利 夫
4 番	田 代 恵美子	1 9 番	宮 治 政 彦
5 番	西 山 弘 行	2 0 番	安 藤 康 彦
6 番	関 根 栄 一	2 1 番	佐 藤 智 哉
7 番	齋 藤 義 治	2 2 番	澤 野 孝 行
8 番	井 上 哲 夫	2 3 番	平 川 勝 昌
9 番	上 田 洋 子	2 4 番	神 崎 享 子
1 0 番	吉 川 誠	2 5 番	砂 川 耕 介
1 1 番	飯 田 芳 一		
1 2 番	三 上 健 一		
1 4 番	加 藤 登		

欠席委員は、次のとおり

1 3 番	吉 原 豊	1 7 番	漆 原 豊 彦
-------	-------	-------	---------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事 務 局 長	村 山 勝 彦	主 幹	坂 間 英 己	上 級 主 査	山 澤 成 司
事 務 職 員	松 下 翔 太 郎				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 61号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 62号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 63号 非農地証明願について
- 日程第 4 議案第 64号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について
- 日程第 5 議案第 65号 特定農地貸付け承認取消しについて
- 日程第 6 議案第 66号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について
- 日程第 7 報告第 20号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 8 議案第 67号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 9 報告第 21号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について

開会 午後2時34分

事務局（村山勝彦事務局長） それでは、皆様、こんにちは。

定刻を過ぎておりますけれども、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

本日、遅れている委員の方が5名ほどいらっしゃいますので、今、席は空いておりますけれども、定数は充足していますので、始めさせていただきます。

それでは、齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、暮れの大変お忙しい中を、総会にお越しをいただきまして、まことにありがとうございます。

今年も、あとわずかということですが、今月は、湘南地区連合会の研修会を行いました。また、その後、もう一つ新規就農者を対象にした認定農業者経営セミナーが横浜であって、私、2か所とも行ってきましたけれども、そのときの話の底流に感じられたのは、「農業は大変厳しい」ということでした。

その中でも、特に、今後、農業者がどんどん減っていくだろうということも言われていました。10年後には大きく減少してしまう、あるいは20年後には、日本の農業の約9割がなくなるのではないかとということも予測をされております。

そういうことを踏まえながら、いろいろ話を聞いていましたが、日本の中でも、この神奈川県に関しては「都市型農業」ですから、逆に言ったら、これは、農業が一つのチャンスになるのではないかなということは、いろいろなセミナーを聞いていて感じました。

ほかの地域を見ても、確かに過疎地と言われるような、そういうところは無理かなと感じるのですが、都市型の農業ですと、消費者の方がすぐ横におられるわけですから、逆に、とてもいいのではないかなということは、そういうセミナーの中でも感じました。

そうした中で、これから「農地」というものが非常に変わっていきます。特に今年の春に、農業経営基盤強化促進法という法律が変わりまして、下限面積がなくなりました。下限面積がなくなって、農地を誰でも取得できるというのが、現在の状況でございます。

ですから、これは、この間の農業会議の中でもお話がありましたけれども、他市町村では、一般の方が農地を買いに来て、どのように対応したらいいのかということをお話しているところもございました。

今までですと、下限面積があったり、あるいは農業の従事日数ですとか、いろいろな条件がございましたが、法律が変わった関係で、農業者であれば買うことができるということです。

ですから、先ほど局長に、藤沢市ではどうなのか、聞いたのですが、藤沢市では、今のところ、そういうことはまだないということですが、今後は、これが増えていくと思います。

そうすると、今日、うちの地区協でもありましたが、有機農業をやるということで来ておられますと、例えばいろいろな振興地域の中で農地を買って有機農業をやるとなると、近隣にいろいろな被害というか、いろいろな変化が出ると思われまので、それは、それを条件に、「農地は売れないよ」と言うことが、今のところは、法律的にはなかなか難しいのではないかとことも言われておりますので、今後、これがどうなるのかということは、ひとつ気になるところでございます。

それからもう一つ、これは、ちょっと考えていただきたいのですが、「田んぼの畑地化」です。国も、田んぼを畑にするということで、今年の補正予算で750億円が出ました。それで、来年度も田んぼを畑にするということで、国も盛んに何か言っていますけれども、今、400万ヘクタールぐらい田んぼがあるわけですが、その半分近くを畑にしようということで、今やっています。補助金も出るそうです。1反当たり14万円だそうです。14万円出て、畑にしていこうというふうな話が進んでおります。

皆様方、農業新聞をとっておられると思いますけれども、これからちょっと

気にしていただきたいと思うのは、その畑にしたところを、国がどうしようとしているかということ、いわゆる麦と大豆を作れと言うんですよ。麦と大豆を作って、それが、果たして商売になるのかということ、を、すごく危惧しています。

というのは、今、小麦粉をアメリカやカナダから輸入していますけれども、1トン幾らなのか、御存じの方いらっしゃいますか。1トンの輸入価格が、今6万8,000円です。1トンの小麦粉を作るのに、2反から3反ぐらいの畑が要るんですよね。それで、6万8,000円の小麦粉を作って、本当に外国の商品と対抗できるのかと、首をかしげるところがすごく多いのですが、国は、いわゆる補助金を出して、そこを畑にして、それで野菜を作ったり何かしろということですが、これからは、多分、野菜の価格も下がると思います。

ですから、そういう関係で農業が減っていくとも言われているのが実情だと思いますので、いろいろなセミナーがございます。前回の湘南地区連合会において、竹下先生も、そういうことを話しておられますので、機会があったら、いろいろなセミナー等に、ぜひとも参加をしていただきたいと思っております。

それでは、12月の総会を開催いたします。

よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

事務局（村山勝彦事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（松下翔太郎事務職員） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、10番の吉川 誠委員と11番の飯田芳一委員の御両名をお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明させていただきます。議案書は2ページをお開きください。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、従事者、所有面積、耕作面積、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、打戻の1筆。地目、記載のとおり。地積、600㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望により。

番号2。譲受人、住所氏名、従事者、所有面積、耕作面積、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、瀬郷の2筆。地目、記載のとおり。地積、合計1,583㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

番号3。譲受人、住所氏名、従事者、所有面積、耕作面積、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、瀬郷の1筆。地目、記載のとおり。地積、252㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

番号4。譲受人、住所氏名、従事者、所有面積、耕作面積、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、瀬郷の3筆。地目、記載のとおり。地積、合計896㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

議案書は3ページに移ります。

地区、引き続き、御所見・遠藤。番号5。譲受人、住所氏名、従事者、所有面積、耕作面積、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、宮原の1筆。地目、記載のとおり。地積、2,185㎡。権利の種類、



12番、三上健一委員。

12番（三上健一委員） 資料は3ページをお開きください。

番号2及び3は、譲受人が同一で申請地が隣り合っているため、まとめて意見をを行うものです。

本件の申請地につきましては、県道丸子・中山・茅ヶ崎線の「宮原」交差点から南東に約400mの土地3筆になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、打戻などで露地野菜や水稻の生産により農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することです。

申請地につきましては、トマトを生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 次の番号4も続けてお願いします。

12番（三上健一委員） 資料は6ページをお開きください。

本件の申請地は、市道遠藤・宮原線にある「榎戸」交差点から西に約500mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、瀬郷などで畜産や野菜の生産により農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することです。

申請地については、牧草を生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） ただいま、番号2と番号3、そして番号4の説明が終わりました。





続きますして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、経営面積、記載のとおり。耕作者、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、遠藤の1筆。地目、記載のとおり。地積、582㎡。内容、一時転用。賃借権設定。仮設作業場。期間、令和6年2月1日から令和6年3月31日まで。農用地区域除外日、平成2年3月31日。第1種農地になります。

続きますして、地区、六会・長後。番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、経営面積、記載のとおり。耕作者、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、円行の2筆。地目、記載のとおり。地積、合計268㎡。内容、所有権移転による資材置場及び駐車場。農用地区域除外日、一筆が平成9年5月14日、もう一筆が当初より。第2種農地となります。

議案書は5ページをお開きください。

引き続き、地区、六会・長後。番号4。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、経営面積、記載のとおり。耕作者、住所氏名、記載のとおり。当該農地地番、円行の2筆。地目、記載のとおり。地積、合計891㎡。内容、所有権移転による資材置場及び駐車場。農用地区域除外日、一筆は、平成9年5月14日、もう一筆は当初より。第2種農地となります。

続きますして、番号5。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、経営面積、記載のとおり。耕作者、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、石川の1筆。地目、記載のとおり。地積、1,231㎡。内容、賃借権設定による資材置場。農用地区域除外日は、昭和59年4月20日。第3種農地となります。

続きますして、番号6。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、経営面積、記載のとおり。耕作者、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、石川の1筆。地目、記載のとおり。地積、248㎡。内容は、使用貸借権設定による自己住宅。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。第3種農地となります。

番号7。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、経営面積、記載のとおり。耕作者、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、長後の1



見を求めます。

15番、伊澤忠治委員。

15番（伊澤忠治委員） 資料は14ページをお開きください。

申請地につきましては、市道大庭・瀬郷線にある「苧込」交差点から南西に約200mの土地になります。

本件は、本申請地に隣接する鉄塔の改修工事を行うため、仮設作業場として一時転用するものです。

農地の区分は、一団の農地が10ヘクタールを超えているため、「第1種農地」と判断いたしました。

第1種農地は、原則転用不可ですが、仮設作業場としての一時転用申請のため、農地に戻す前提で申請されていますので、例外的に許可できる案件となります。

申請地は、畑に囲まれており、南側に隣接する茅ヶ崎市の農地も、同時に一時転用を行うものです。

出入口は、茅ヶ崎市側の申請地となり、周囲を高さ1.8mのガードフェンス等で仮囲いし、土砂等の流出・飛散を防止します。

工事期間は、令和6年2月1日から令和6年3月31日を見込んでおります。

地区協においては、譲受人と面談し、周辺の農地に十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号3について意見を求めます。

20番、安藤康彦委員。

20番（安藤康彦委員） 資料は16ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、円行にある「多摩大学湘南キャンパス」から





















―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―  
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第20号を終了いたします。

次に移ります。

日程第8、議案第67号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

なお、本議案、番号3については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限により、対象委員は、しばらくの間、退席を願います。

（対象委員 退席）

それでは、本議案、番号3について、事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員） 番号3は、亀井野を中心に207aを耕作する方の新規借受分です。

当該地では、トウモロコシ等を作付けしていくとのことでした。

なお、中間管理事業を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号3について意見を求めます。

―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―  
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第67号、番号3について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

それでは、議案第67号、番号3について、承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

（対象委員 入室）





それでは、本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

以上をもちまして、12月の総会を閉会といたします。

閉会 午後3時34分

以上のとおり相違ありません。

議 長                      齋 藤 義 治

署名委員（      番）

署名委員（      番）